弁護士法人規程に関する常駐等の確認事項

(平成十三年十二月二十日理事会決議

平成一九年 三月一五日

二五年 一月一七日

第一 社員は、当該事務所を、弁護士名簿上の事務所とし 弁護士法第三十条の十七の「常駐」の解釈指針

て登録していなければならない。

1

2 社員は、当該事務所を、弁護士及び弁護士法人の業

務活動の本拠としていなければならない。そのために

は、少なくとも以下の基準を満たしていることが必要

である。

社員は、弁護士法人の各事務所における所在時間

を比較して、当該事務所を中心として執務している

ものと認められなければならない。

二 当該事務所において、その業務が、当該社員によ

って遂行されていると認められる体制がとられてい

なければならない。

社員は、 当該事務所の業務の遂行状況及び使用人

である弁護士及び職員などの勤務状況を基本的に把

握していなければならない。

四 社員は、当該事務所を維持するに要する費用の管

理状況を基本的に把握していなければならない

五 社員との連絡が、当該事務所において、容易に取

れなければならない。

第二 弁護士法第三十条の十七の非常駐許可基準

護士過疎・偏在対策事業に関する規則 (規則第百五十 弁護士法人の従たる法律事務所が所在する地域が弁

五号) 第二条第二号の第一種弁護士過疎地域に該当す

ること。

2 弁護士法人の従たる法律事務所が所在する地域が1

地域において弁護士に対する需要があり、かつ、社員 に規定する地域以外の地域である場合において、当該

の常駐が困難であると認められる事由があること。

弁護士法第三十条の二十五第三項の取扱い

日本弁護士連合会会長は、法務大臣が弁護士法人の

解散命令を請求しようとして弁護士法第三十条の二十

五第三項に基づき意見聴取してきた場合には、その扱

いを速やかに理事会に諮ることとする。

則 (平成一九年三月一五日改正)

第一、第二及び第三の改正規定は、理事会の承認があっ

た日(平成十九年三月十五日)から施行する。 則 (平成二五年一月一七日改正)

附

第二の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

数字を漢数字に直した。) ものであるが、掲載の都合上縦書きに直すとともに、算用 (注:本確認事項は、理事会において横書きで承認された